

平成18年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 （10月25日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程について	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長報告	5
会期の決定	6
諸報告	7
一般質問	10
5 番 竹 田 悦 子 議員	10
管理者提出議案の上程及び説明	16
議案第8号の説明、質疑、採決	18
議案第9号の説明、質疑、採決	19
議案第10号の説明、質疑、採決	20
議案第11号の説明、質疑、採決	20
議案第12号の説明、質疑、採決	23
議案第13号の質疑、採決	24
議会行政視察について	25
管理者あいさつ	26
閉 会	27

埼玉中部環境保全組合告示第9号

平成18年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年10月18日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 期 日 平成18年10月25日（水）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 4階 会議室

3 附議事件

- 1 専決処分の承認を求めることについて
- 2 専決処分の承認を求めることについて
- 3 埼玉中部環境保全組合行政手続条例の一部を改正する条例
- 4 埼玉中部環境保全組合清掃施設手数料条例の一部を改正する条例
- 5 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）について
- 6 平成17年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（17名）

1 番	羽	鳥	功	一	議員	2 番	片	山	幸	生	議員
3 番	田	中	克	美	議員	5 番	竹	田	悦	子	議員
6 番	石	井	忠	良	議員	7 番	八	幡	正	光	議員
8 番	岡	田	恒	雄	議員	9 番	福	島	忠	夫	議員
10 番	桂		祐	司	議員	11 番	林		信	好	議員
12 番	作	山	一	夫	議員	13 番	小	柳	幸	一 郎	議員
14 番	内	野	正	美	議員	15 番	長	嶋		操	議員
16 番	内	山	幸	雄	議員	17 番	島	野	和	夫	議員
18 番	石	倉	一	美	議員						

○不応招議員（なし）

平成18年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成18年10月25日（水曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸報告
- 第5 一般質問
- 第6 管理者提出議案の上程及び説明
- 第7 議案第8号の説明、質疑、採決
- 第8 議案第9号の説明、質疑、採決
- 第9 議案第10号の説明、質疑、採決
- 第10 議案第11号の説明、質疑、採決
- 第11 議案第12号の説明、質疑、採決
- 第12 議案第13号の質疑、採決
- 第13 議会行政視察実施について
- 第14 管理者あいさつ

閉 会

○出席議員（17名）

1 番	羽	鳥	功	一	議員	2 番	片	山	幸	生	議員
3 番	田	中	克	美	議員	5 番	竹	田	悦	子	議員
6 番	石	井	忠	良	議員	7 番	八	幡	正	光	議員
8 番	岡	田	恒	雄	議員	9 番	福	島	忠	夫	議員
10 番	桂		祐	司	議員	11 番	林		信	好	議員
12 番	作	山	一	夫	議員	13 番	小	柳	幸	一郎	議員
14 番	内	野	正	美	議員	15 番	長	嶋		操	議員
16 番	内	山	幸	雄	議員	17 番	島	野	和	夫	議員
18 番	石	倉	一	美	議員						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	新	井	保	美	君
副 管 理 者	原	口	和	久	君
副 管 理 者	石	津	賢	治	君
代表監査委員	白	津	吉	英	君
事務局 長	原			勇	君
庶務課 長	新	井	久	夫	君
施設課 長	水	村		清	君

○職務のため出席した事務局職員

書 記	成	井	治	久
-----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9時09分)

○岡田恒雄議長 ただいまから平成18年第3回(10月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は17名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いをいたします。

また、去る7月の鴻巣市長選挙で無投票により、めでたく当選されました原口市長さんには、引き続き当組合の副管理者としてお務めをいただくわけですが、ここで一言ごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○原口和久副管理者 おはようございます。ただいま議長さんから発言のお許しをいただきましたので、一言就任のごあいさつをさせていただきます。

去る8月1日に、私鴻巣市長に就任をさせていただきました。同日付によりまして当組合の副管理者という重責を担うことになりました。今後におきましても、私この当組合の発展のために管理者とともに運営をさせていただきたいというふうを考えておりますけれども、議員各位の皆様方にもこれまで以上にご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

簡単でございますけれども、就任のごあいさつにさせていただきます。今後ともよろしくお願いをします。ありがとうございました。

◎開議の宣告

○岡田恒雄議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程について

○岡田恒雄議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承くださいますようお願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名

○岡田恒雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、17番、島野和夫議員、18番、石倉一美議員、1番、羽鳥功一議員を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○岡田恒雄議長 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

去る10月18日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長よりその結果の報告をお願い

をいたします。

八幡議会運営委員長。

○八幡正光議会運営委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長の発言許可をいただきましたので、日程第2、議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る10月18日午前9時から、当センターにおきまして議会運営委員会を開催し、本日の議会日程について協議いたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について順次説明を申し上げます。日程第3、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。日程第4、諸報告、管理者諸報告であります。日程第5、一般質問、質問通告は1名であります。なお、質疑応答を含め1時間以内とし、再質問は2回までと申し合わせておりますので、よろしくお願いをいたします。日程第6、管理者提出議案の上程及び説明。なお、上程及び説明後、白津監査委員より決算監査報告がございます。監査報告終了後、日程第12、議案第13号 平成17年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、休憩をとりまして全員協議会を開催することを決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。日程第7、議案第8号、日程第8、議案第9号は、専決処分の承認を求めることについてであります。日程第9、議案第10号 埼玉中部環境保全組合行政手続条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第11号 埼玉中部環境保全組合清掃施設手数料条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第12号 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）についてです。日程第12、議案第13号 平成17年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、日程第13、議会行政視察実施について。

次に、平成19年2月13日に熊谷市と江南町が合併することに伴う埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、本来であれば議会において議会上程にする案件であります。構成市町議会の議決後、議会開会の暇がないと認められますので、専決処分することにやむを得ないと判断いたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、本日は昼食の用意はしないとの決定させていただきましたので、ご承知願います。

以上、議会運営委員会の報告といたします。よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○岡田恒雄議長 ありがとうございました。

◎会期の決定

○岡田恒雄議長 日程第3、会期の決定につきましては、10月25日本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

◎諸報告

○岡田恒雄議長 日程第4、諸報告を行います。

管理者から5月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。
管理者。

○新井保美管理者 本日ここに平成18年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともにご多用の中ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先ほどごあいさつをいただきました原口鴻巣市長さんにおかれましては、このたびめでたく再選を果たされました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも当組合発展のためご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、本年5月定例会以降の運転状況及び事務の執行状況につきましてご報告を申し上げます。

お手元に配付させていただきました平成18年4月から9月までの上期の運転状況について申し上げます。搬入ごみの量は、可燃ごみ2万1,597.56トン、粗大ごみ587.37トン、合計2万2,184.93トンでありました。昨年度は埼玉県からの受託ごみ99.99トンがあり、今年度は小川地区衛生組合からの受託ごみ860.59トンが含まれておりますので、管内発生ごみ量を昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ68.90トンの減、粗大ごみ207.61トンの減少でありました。

次に、灰の処分につきましては、合計2,377.06トンの処分をいたしておりますが、今年度も全量をセメント原料として委託処理しております。また、今年度のダイオキシン類調査結果につきましては、1号炉0.00041ナノグラム、2号炉0.00023ナノグラム、3号炉0.00063ナノグラムとなっており、それぞれ基準値の5ナノグラム以下で、良好な結果でございます。

次に、施設の運転管理につきましては、良好な運転管理業務を継続しており、点検整備等につきましても現在順調に点検作業が進んでおります。

次に、第2期大間処分場につきましては、現在雨水による自然浄化に頼っており、廃止の条件を満たすのは非常に厳しい状況でありますので、管理費の節減に向けての手法を検討いたしておりますが、以前ご報告いたしました「フロートバイオシステム工法」について研究している企業から、平成18年度国土交通省「建設業の経営革新モデル事業」として採択されたので、当処分場にて実証試験を11月から2月まで実施したいとの申し出がありました。経費に関しましては、補助金を得て実施するモデル事業でありますので、当組合の負担は一切ございません。

現在埼玉県資源循環推進課並びに中央環境管理事務所と協議をしているところでございますので、協議が調い次第、地権者の皆様の同意を得、実施してまいり、試験の結果によっては本格的な導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、当組合議会の議員定数につきましては、各構成市町議会におきまして選出議員の皆様が中心となり、ご協議を進めていただいておりますが、議会運営委員会で鴻巣市5人、北本市4人、吉見町4人ということで合意をいただき、厚く御礼を申し上げます。今後各構成市町の12月議会に、当組合の規約変更についてご提案させていただく予定でありますので、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

今後もより健全な財政運営に努めますとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。諸報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○岡田恒雄議長 ありがとうございます。

ただいま管理者の諸報告が終わりました。

何かご質問はございませんか。

竹田悦子議員。

○5番 竹田悦子議員 第2期の大間処分場についてお尋ねをしたいと思います。

これ私が5月定例会のときに質問をさせていただきました。フロートバイオシステム工法について今研究しているというのが、5月の時点でのご答弁でしたが、それが話し合いというか、対応が進んで、11月から2月までモデル事業として採択されたということでは、皆さんの努力が実を結んでいるというふうに思いますが、その中で確認をしたいことがありますので、何点か質問をさせていただきます。

経費については一切かかりませんということですが、基本的には幾らの事業になるのか、1点目。

2点目が、そのBOD、COD、SS、特に塩分の問題については、除去しなければならないということですが、今の時点での大間処分場のBOD、COD、SSの数値がどうなっているのかを伺いたいと思います。

それと、3点目がモデル事業でありますので、全国ではそういう点では初めての事業というのは、いいにつけ悪いにつけモデルですから、その結果というのはこの時点で出されるわけですが、一番は安全性の問題、周辺への環境の問題というのは、それに付随して出てくるかというふうに考えますが、その点での環境への影響、その地域への環境への影響がどうなっているのか、その3点についてお尋ねをしておきます。

○岡田恒雄議長 事務局長。

○原 勇事務局長 これ事務的な内容ですので、諸報告に対して事務局からお答えさせていただきます。

1点目の質問は、経費でございますね。私どもで協議を重ねた結果、今回の実証試験に関する経費は415万と伺っております。なお、10月から2月までの4カ月間の電気料は、概算でございますけれども、月8,000円と。これも企業体が持ってくれるということで、先ほど管理者からもご報告

がございました。一切経費はかかりませんということで、今回国土交通省のモデル事業ということで、企業体がそういうものに研究しているということを国が後ろからバックアップしますよというのが、今回の実証試験の関係でございます。先ほど管理者も申し上げましたが、この関係で結果が出次第、私どもも取り組んでいくということでご理解賜りたいと思います。

それから、BOD、CODでございますが、過去3カ月につきましては、BODはご案内のとおり60の基準値でございます。今70、80で推移をしております。若干雨量によっては変更いたしますけれども、やはり県といたしましては60をかなり切らないと廃止には持っていけないというような形で協議を進めております。

3点目の安心の関係なのですが、私どもこの実証試験につきましては、熊谷市の川原明戸の用水のところに実証試験としてやってきたものをこちらに移すということで、農林省のお墨つきではないですけれども、もう期限が切れたので、ほかで研究していただきたいという観点から、企業体が国に補助事業があると、先ほど管理者申し上げましたけれども、その事業に申請したところ採択を受けたということで、415万の経費は一切かかりません。補助金で対応すると。ただ、電気代は企業体が持っていただけるということで、私どもその初めての实証試験でございませんで、熊谷の設置していたところで周辺からの問題もないということで、今回のこの議会後に、管理者も申し上げましたけれども、まず地権者の合意を得なければなりませんので、議会終了後すぐ地権者と合意形成の話し合いを持ちたいというふうに進めておりますので、安全な施設と認識しております。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 ほかに質疑はございませんか。

片山議員。

○2番 片山幸生議員 そのフロートバイオシステム工法の内容について、わかる範囲で結構ですから、説明をお願いします。

○岡田恒雄議長 事務局長。

○原 勇事務局長 これは、端的に申し上げますと、浸出水、要するに地下にある水を浄化した水を再度散布しまして、廃止の基準に向けた効果があるということで、その実証試験、端的に申し上げますと、その水を1回外に出します。それをまたもとへ戻します。それを何回も工程をして水の循環をします。それは当然そのただ抜くだけではなくて、いろいろな装置の関係でBODを減らしていくというような工法でございます。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ないようでございますので、管理者諸報告を終わります。

◎一般質問

○岡田恒雄議長 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は1名であります。質問並びに答弁は、簡潔にお願いをいたします。

通告者、竹田悦子議員の質問を許可いたします。

竹田悦子議員。

○5番 竹田悦子議員 改めまして、おはようございます。日本共産党の竹田悦子でございます。2006年第3回定例会におきまして、2件質問通告を出していますので、通告順に従いまして一般質問を行います。

1、ごみ搬入について。自治体が収集処理している一般廃棄物には、家庭からのごみのほかに、事業者や店舗から出される事業系ごみがあります。全国の合計の概算では、家庭系ごみは3,480万トン、全体量の66.8%、事業系ごみが1,730万トン、33.2%と、構成割合はこの数年ほぼ変わっていません。ごみを減らす上でこの事業系ごみの個別の対応も重要です。家庭ごみと事業系ごみが混在して出され、市町村を越えてごみが移動するなど、その発生量という基本的な数値についても正確にわからないのが実態です。

問題解決は、それぞれの自治体によって異なっています。地域の住民の生活実態、年齢構成、商業地域か農村地域かによっても、ごみの組成、排出量、家庭系ごみと事業系ごみの比率も異なり、処分にかかわる費用も異なります。ごみの現状を正確に把握し、それに応じた解決方法を検討していくことが求められています。この中部環境保全組合には、家庭用のごみのほかに事業系ごみも搬入されています。

5年前、事業系ごみの搬入で医療用ごみがまざって搬入された経緯がありました。鴻巣市内の事業所で、搬入したのも鴻巣市内の許可業者でした。議会に報告された後、その事業所にお話を伺いましたが、知らずに搬入したとはいえ、大変なことをしてしまった、反省して各事業所にもしっかり分別していただくようお願いをしているとのことでした。このように真摯に事態を受けとめ、反省した事業所もあれば、ルール違反のごみ袋に入ったものを承知で搬入する事業所など、前述した事業所とは対応が全く違う事業所など、中部環境保全組合内でも対応がまちまちです。

事業系ごみの問題について、ことしに入り私が2月議会で、北本の林議員が5月議会で一般質問で取り上げてきました。執行部も管内協議会を行いながら、厳格に対応したことが、過去に答弁されています。その後問題は皆無になったのか、搬入の時点での問題は一切ないのか、あるいは分別についても徹底されているのか、この点についてお伺いをするものです。

(1)、事業系ごみの分別状況について。イ、この間事業系ごみの分別は改善されているのか伺います。(ロ)、抜き打ち検査の実施状況と結果について。(ハ)、今後の対応策について、お答えください。

(2)、ごみ搬入に当たって2人乗車は厳守されているのか伺う。9月初め、私は鴻巣市内で1

人乗車のごみ収集車に出会いました。鴻巣市内に本社を置くごみの収集車ではありませんでしたが、念のためこの許可業者なのか、中部環境には搬入しているのかを調査を行いました。鴻巣市内全域では、38の許可業者が登録されていますが、中部環境には18の事業所が現在搬入していることがわかりました。その中に私が目撃した事業所もありましたので、今回改めて質問をするものです。ごみ搬入に当たって2人乗車は厳守されているのか、把握している実態についてお答えください。

2、リサイクルプラザ建設について。三位一体改革の中で環境省としては、廃棄物施設整備はこれまでの補助金交付制度から循環型社会形成推進交付金制度に移行したいとしています。2カ年程度の経過措置をとった上で、これまでの補助金を廃止して広域処理による3R、リデュース、リユース、リサイクルの推進に資する事業を最終処分に交付金制度を適用するとしています。しかし、環境省は3Rを掲げながら、リデュース、リユースを棚上げにして、処理の広域化、施設の大型化、熱回収や廃棄物発電施設の推進に特化しようとしていると言われています。特に容器包装リサイクル法の見直しの中で、年々ふえているペットボトルの生産量や廃棄量に対応して熱回収を行う方向を示しています。これまで分別収集を強力に進めてきた自治体や住民にとれば、納得のいかない話です。今後リサイクル施設を建設していく上でも、分別をしっかりとって資源リサイクルのために努力すること、施設を適正な規模、内容にしていけることが大事になってくると思います。ごみを分別、資源化して処理量を減らせば、規模を小さくすることができます。国庫補助事業で建設する場合、過去5年間のごみ量の実績と始動後7年間の予測で判定されます。一般廃棄物の処理は、広域化が強制的に推進されていますが、大型最新鋭の処理施設は高額の建設費が必要で、そうでなくても財源確保で大変な自治体財政をさらに圧迫し、暮らしや福祉、教育に関する予算が削られることになります。また、ごみの減量、循環型社会形成に逆行するという矛盾が生じます。施設建設は、あらゆる機会を通して住民参加、合意を前提に進めることが重要です。したがって、住民本位の建設計画にすることを求め、次の内容について質問をいたします。

(1)、リサイクルプラザ建設に向けての具体化について。(イ)、鴻巣市が合併し1年が経過したが、新たな状況のもとで、リサイクルプラザ建設に向けて正副管理者間ではどのような協議がなされ、どこまで合意されているのか、事務レベルではどこまで進展しているのか。(ロ)、建設に向けての課題と今後の対応についてお答えください。

以上が壇上での質問ですが、再質問は自席より行います。よろしくご答弁ください。

○岡田恒雄議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、竹田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、事業系ごみの分別状況についてお答えを申し上げます。本年5月議会におきまして林議員さんから、事業系ごみの改善策についてご指摘をいただき、管内協議会で事業系ごみが適正に搬

入されているのか、定期的に搬入ごみ状況調査を実施、違反業者につきましては追跡調査をし、不正の防止を行っております。昨年の5月には、ある業者の不正が確認されましたために、調査を続けて嚴重注意をいたしましたところ、搬入量が半分以上になった経緯がありますので、改善傾向にはございますけれども、いまだ十分な分別がなされていない状況でございます。

次に、検査の状況と結果につきましては、管内協議会で平成18年度の搬入ごみ状況調査を年4回計画しておりまして、6月26日、北本市と吉見町の許可業者に対する調査を実施、指定袋以外、資源ごみ、不燃ごみの混入が確認されております。8月の17日には、鴻巣市許可業者と吉見町の委託業者の調査を実施しました。許可業者の事業系には越境しているごみ、指定袋以外、資源ごみ、不燃ごみの混入、委託業者の家庭系には資源ごみ、事業系ごみの混入が確認されております。今後の対応策につきましては、構成市町におきまして基本的な内容に関する不正に対しましては嚴重な注意を行いましたり、許可業者一斉説明会をしていくと、そのように伺っております。いずれにいたしましても、管内協議会で定期的に搬入ごみ状況調査を継続し、不正搬入の防止に努めてまいります。

次に、ごみ搬入時の2人乗車につきましては、平成13年6月議会におきまして竹田議員さんからご指摘をいただき、平成13年度からの多量の一般廃棄物搬入許可書に許可条件として2人乗車を明記してまいりました。1人乗車は平成14年度は8件、平成15年度は2件、平成16年度以降から現在に至るまで、1人乗車は一件もございません。過去に許可業者が助手の調整ができないので、1日だけ1人乗車で搬入させてほしいとの申し入れがございましたけれども、許可をいたしておりません。現在当組合といたしましては、事故防止対策といたしまして2人乗車でなければ、搬入の許可はいたしておりません。今後とも構成市町での許可業者説明会の注意事項といたしまして、2人乗車の徹底指導をお願いしてまいりたいと、このように考えております。

次に、リサイクルプラザ建設につきましては、議会のたびにご質問いただき、平成11年10月の議会から計28件いただきましたけれども、この件につきましては重要課題と受けとめておりますので、経緯に触れながらお答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、平成11年2月に管内協議会会長から管理者に「今後の廃棄物処理等」について具申をし、リサイクルプラザ建設基本構想の策定、リサイクル推進委員会を設置し、計8回の委員会を開催し協議検討を行ってまいりました。平成15年4月には、リサイクルプラザ実施基本計画書を策定いたしましたが、同年10月議会におきまして全国的に市町村合併が進められ、こうした状況の中で当面は推移を見守るということで、一時見合わせになった経緯がございます。正副管理者間の協議では、議会のご意見などに基づきまして、リサイクルプラザ、新焼却施設、不燃ごみ等の問題、広域化等の協議検討がなされ、リサイクルプラザ推進委員会につきましては平成19年5月以降に再開し、協議検討をお願いしてまいりたいとの合意がなされております。事務レベルでは、現在管内協議会で廃棄物処理に関する基礎データなどの検討を進めているところでございます。

次に、建設に向けての課題と今後の対応につきましては、新焼却施設と併用のリサイクルプラザ、不燃ごみ等の問題、さらには広域化等を踏まえまして、埼玉県が提唱しております30万人、300トンの効率のよい規模の検討をしていかなければならないと認識をしております。いずれにいたしましても、来年の5月以降に再開予定の委員会でも効率化を考慮し、慎重な協議検討がなされるものと考えております。

○岡田恒雄議長 竹田悦子議員。

○5番 竹田悦子議員 一通りお答えいただきましたので、再質問を行います。

まず、1件目についての再質問です。今ご答弁をお聞きしまして、事業系ごみの搬入の実態が目に見えそうで、本当に抜き打ち調査というのですか、実態調査をする中でも、あいた口がふさがらない現実があるのではないかというふうに思います。私もそういう点では、実際にどういう状況かというのをちょっと目の当たりにしたいと思いますので、その時点では目の当たりにできるような機会をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

その上に立って1点目の再質問ですが、許可業者の説明会に当たってきちんと分別してくださいとか、指定ごみ袋以外はやらないでくださいとか、家庭ごみの中に事業系ごみをまぜないでくださいという説明をするに当たって、誓約書なりきちんとしておく必要があると思う。私は、企業の社会的責任として、やはり努力をしていただくこと、例えば本人の努力以外で入ってしまうということは難しいかもしれませんが、許可業者として努力できることは、やはりきちんと努力していただくことが大事だと思うのです。ましてやその家庭ごみの中に事業系ごみを入れたりするということも含めて、そういう点での努力の方法を一定書面でとること、それをちょっと提案したいと思います。ちょっとお考えについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、2点目が、私が先ほどの質問の中で述べたように、一番は事業者そのもの、事業系ごみを出しておられる事業所そのものの今度認識を変えていく努力、それは当然構成市町としてのやり方も今後私どもも地元に戻ったら繰り返し質問もしていきたいと思いますが、中部環境としてできる中で事業許可業者が取引をしている事業所への説明をどう実施しているのか、そういう実態などもぜひつかんでいただきたいと思います。先ほど述べました医療系ごみを搬入した業者さんは、まずいことをしたということで反省もして、その事業所に対してきちんとお願いをしたということの経緯もあります。そういう点では、許可業者が取引をしている事業所にきちんと分別をしていただくことをお願いする、こういうルートも一定必要ではないかというふうに考えますので、その点も管内協議会の中で話し合うイニシアチブをとっていただきたいというふうに考えます。その点での執行部の、当局のお考えをお答えいただきたいと思います。

続いて、2件目ですが、リサイクルプラザの建設に当たっては、19年の5月以降協議をしようということが合意されているということは、19年5月以降そこにこの議員がいなければ私たちは協議に参加できないということでもありますので、それは各自、私も含めて鋭意努力されるというふうに

考えますが、そういう点でそれに向けての考え方の問題で再質問を行いたいと思います。

1点目の再質問は、県の指導である30万人以上、300トン、この考え方と、それから私が先ほど述べたごみの資源化、リサイクル、分別を徹底することによって、大型の処理施設が必要ではないという考え方も出てくるわけですね。そういう点で、管理者としては分別の徹底を図ること、リサイクル化、ごみの資源化を図ることと広域化を図るということは、逆行するのではないかというふうに私は考えますので、このことについてどうお考えなのか、今後の構成市町の中でのごみの分別のあり方そのものも今後変わってくると考えますので、この点について再質問します。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の許可業者の誓約書ということでございます。竹田議員さんが実際に収集で1人乗車を見たということでございますが、私ども、先ほど管理者がご答弁されましたけれども、一切1人乗車は16年度以降ないという答弁をさせていただきました。収集業務につきましては、まことに申しわけございませんが、各構成市町の所管という認識しております。ですから、説明会では私どもも説明会で、例えばある構成市町からこういうものをいただきました。11項目についてる注意事項あります。その中にも収集運搬には、必ず2名でしてくださいというような形の注意事項があります。最悪の場合は許可を取り消すこともありますという強硬な文言も入っております。よって、私どもは再三、その管理者も回答いたしましたけれども、構成市町あつての中部環境ということで私どもは自負しております。よって、誓約をとったかどうかという問題につきましては、きょう竹田議員さんが私どもに提起していただきましたので、これを管内協議会に報告をいたし、どのような方向でいくか、協議検討してまいりたいということで、1点目の回答にさせていただきます。

それから、許可業者の説明会の職員がイニシアチブをとってほしいということでございます。これにつきましては、各構成市町の許可事業説明会には、構成市町から私どもに要請があります。出席してくださいということで、出席をしております。ただ、イニシアチブをとるということは、構成市町の所管でございますので、その内容の協議検討の助言等はいたしますけれども、あくまでも構成市町の許可説明会でございますので、オブザーバー的に行っていると。実態等の説明を質疑されれば私どもはお話。ただ繰り返しますけれども、私ども竹田議員さんから質問を受けて、多量の許可申請に2名の許可ということでやっておりますので、実際今まではございません。それは断固として強調して述べさせていただきたいと思います。

それから、若干リサイクルプラザの関係に触れさせていただきます。分別のあり方ということで逆行しているのではないかと、それに県が提唱している30万人の300トンと、先ほど管理者も申し上げられました。これは、あくまでも提唱でございます。私どもは今後リサイクルプラザ建設委員会が、来年の5月以降管理者で合意を得ていますので、事務局としてもその業務を進めていかなけ

ればなりません。しかしながら、そのリサイクルプラザ建設委員会の中でも、管理者も答えました、効率化を考慮しということが最重要課題ではないかなと。議会でも新焼却炉施設と併用での15年に議会に私どもに提唱された議員さんからそれを今引きずっております。リサイクルプラザだけではなくて、新しい施設も踏まえてそういうことで事務局もその協議を進めておるところでございますので、その逆行云々ではなくて、あくまでもこれが一つのたたき台だということを視野に入れて検討していくということで私ども考えておりますので、これから11月の視察もしかりでございます。議員皆様方の考え方、視察をもとにいろいろなご提言もいただけたらと思いますので、この逆行云々ではなくて一つのベースとして考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 竹田悦子議員。

○5番 竹田悦子議員 2回目のご答弁ありがとうございました。

再々質問を行いますが、1件目の二つ目の私の質問の仕方が悪かったのか、適切にちょっと伝わっていないので、あえて再々質問を行いますが、いわゆる搬入してくる許可業者が、どういうものを持ち込むか、持ち込む時点でいわゆる決められた袋でないものを持ち込む、それから家庭ごみの中に事業系ごみを持ち込む、もう意識的でしょう。自分たちが意識をしてやっつけているものが入ってくるということですから、出す、搬出する、いわゆる店舗や事業所にも許可業者が、私どもはこういう違法なもの、違法というか、ルール違反なものは持ち込めませんと、それが許可業者としてのいわゆる信念というか、社会的責任がありますと、だから許可業者として私どもはいい仕事をしたい、だから搬出する皆さん、きちっとルールを守ってくださいということを許可業者そのものが契約している事業所に言えるかどうかというのは、私一つ大きな改善点の突破口ではないかというふうに考えるわけです。そういう点では、許可業者がみずから教育を受けてきちっとやることと、そのまた先の契約している事業所に物事が伝えられる許可業者の質になっていくことが大事だというふうに思うわけです。そういう点で許可業者がそういうふうに契約している事業所にどうお願いをしているかということが、ちょっと報告事項として上がってくることが、私は今後の分別をしていたり、いわゆるルール違反なことをしないようにしていく上で一つのキーワードになっていくのではないかと考えていますので、その点で問題提起しているわけです。許可業者に対する教育が、次のいわゆる契約している事業所に進むようなことをぜひ管内協議会にもお話をさせていただきたいということの提起でありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。ご答弁をお願いします。

○岡田恒雄議長 再々質問に対する答弁をお願いします。

事務局長。

○原 勇事務局長 質問を履き違えてまことに申しわけございませんでした。許可業者が事業所に対して徹底的指導ということで、確かに竹田議員さんのおっしゃるとおりでございます。私どもは

許可業者を集めて、これこれだめですよ、何々だめですよと言っても、ごみを搬出というか、出す業者の認識ということでございますので、この件につきましては今回の竹田議員さんの提起を十分踏まえて、竹田議員さんもおっしゃっていましたが、管内協議会で即刻協議を進めていくということでご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 以上で一般質問は終了いたしました。

ここで、代表監査委員入室のため、暫時休憩いたします。少しお待ちください。

休憩 午前 9時54分

〔監査委員入場〕

再開 午前 9時55分

○岡田恒雄議長 会議を再開いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○岡田恒雄議長 日程第6、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、議長さんの命によりまして、提出議案のご説明を申し上げます。

議案第8号、議案第9号の2議案は、地方自治法179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

議案第10号 埼玉中部環境保全組合行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続法（平成5年法律第88号）の一部を改正する法律が、平成18年4月1日に施行されましたので、規定の整備を図るものであります。

次に、議案第11号は埼玉中部環境保全組合清掃施設手数料条例の一部を改正する条例につきましては、規定の整備を図るものであります。

次に、議案第12号 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,408万5,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、ごみ処理受託事業収入193万4,000円であります。

歳出につきましては、議会費14万3,000円、総務費、総務管理費5万7,000円、施設整備基金費170万4,000円、衛生費3万円をそれぞれ補正増いたしたいとするものであります。

次に、議案第13号 平成17年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算認定について申し上げ

げます。

歳入総額は11億5,888万8,092円で、予算現額に対し234万3,092円の増であります。歳入の主なものといたしましては、構成市町負担金 7 億5,000万円及び地方交付税分負担金 1 億3,709万2,000円、使用料及び手数料 1 億2,185万5,920円、繰入金1,688万2,000円、前年度繰越金 1 億2,690万7,974円、諸収入579万199円であります。

歳出につきましては、支出済額11億2,796万1,148円、執行率97.53%であります。歳出の主なものは、じんかい処理費 6 億4,869万3,182円、公債費 2 億7,387万1,080円であります。

以上、概要を申し上げましたが、監査委員さんのご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするものでございます。

細部につきましては、事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、原案のとおり可決ご決定賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田恒雄議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで、議案第13号 平成17年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定につきましては、先般決算監査が実施されておりますので、代表監査委員にその報告をお願いいたします。

白津代表監査委員。

○白津吉英監査委員 おはようございます。ご指名をいただきました監査委員の白津でございます。決算審査につきましてご報告をさせていただきます。

去る 8 月30日に地方自治法第233条第 2 項の規定に基づきまして、平成17年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算につきまして、組合議会から選出をされております長嶋監査委員さんとともに、その内容を審査させていただきました。

決算書、そして附属書類につきましては適正に作成されておりました、また現金出納に伴います諸帳簿、関係書類等につきましても照合いたしました結果、計算数値には誤りはございません。また、その内容も適切に処理されていることを認めましたので、ここにご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 02 分

〔監査委員退場〕

再開 午前 10 時 50 分

○岡田恒雄議長 会議を再開いたします。

◎議案第8号の説明、質疑、採決

○岡田恒雄議長 日程第7、議案第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第8号 専決処分の承認を行うことについてご説明申し上げます。

埼玉県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更について、退職手当組合から議決書の提出期限が7月7日でございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、6月19日専決処分をさせていただきました。同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

2枚めくっていただき、別紙をお願いいたします。構成市町では既に議会の議決がされている案件でございますが、埼玉県市町村消防災害補償組合及び埼玉県市町村交通災害共済を解散し、両組合で共同処理していた事務を埼玉県市町村退職手当組合で10月1日から共同処理するため、埼玉県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務を変更し、同組合の規約の全部を変更するものであります。

以上、雑駁な説明ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○岡田恒雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

◎議案第9号の説明、質疑、採決

○岡田恒雄議長 日程第8、議案第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の変更について、7月18日付で通知をいただき、議決書の提出期限が9月20日でございましたので、地方自治法179条第1項の規定により、9月11日専決処分をさせていただきました。同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

構成市町では既に議会の議決がされている議案でございます。

3枚めくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。今議案は消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日から施行され、非常勤消防団員に対する公務災害補償の根拠条文が繰り下げられ、「第15条の7」を「第24条」に改め、平成18年10月1日から埼玉県市町村総合事務組合に熊谷市及び蕨市を加入させることに伴い、同組合の規約を変更するものであります。

以上、雑駁な説明ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○岡田恒雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

◎議案第10号の説明、質疑、採決

○岡田恒雄議長 日程第9、議案第10号 埼玉中部環境保全組合行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第10号 埼玉中部環境保全組合行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

1ページをめくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。行政手続法の一部を改正する法律が平成18年4月1日の施行に伴い、第6章、意見公募手続等の第38条から第45条が追加され、第38条の条文が第46条に繰り下げられたため、第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改めたいとするものであります。

以上、雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○岡田恒雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の説明、質疑、採決

○岡田恒雄議長 日程第10、議案第11号 埼玉中部環境保全組合清掃施設手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第11号 埼玉中部環境保全組合清掃施設手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

1 ページめくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、規定の整備をいたしたいとするものであります。第1条中「この条例は、」の後に「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第228条第1項及び」を加え、「法」を「廃掃法」に改め、「第6条の2第6項及び」を削る。

第2条中「法第6条の2第6項」を「自治法第227条」に改める。

第3条につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第10条に一般廃棄物の輸出に関する条項が追加され、第10号が第11条に繰り下げられたため、第3条中「法第10条」を「廃掃法第11条」に改める。

第4条中「法」を「廃掃法」に改めるものであります。

以上、雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

竹田議員。

○5 番 竹田悦子議員 何点かにわたり質問をいたします。

まず、これは主には地方自治法の改正に伴い、地方自治法の第227条の手数料が第2条のところに影響するのと、第1条には地方自治法の第228条の1項が影響して手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないということで、この条例改正になるわけですが、このことによって行っている業務にどのような影響が出るのか、まず1点目にお聞きをします。

それから、2点目ですが、この地方自治法改正の228条は、平成11年のときに改正になっているのですね。平成11年に改正になっていて、この新たに横書きの例規集を見ると、244ページのところに手数料条例がありまして、最近改正、平成13年6月27日条例第10号として改正になっているのです。ですから、地方自治法が平成11年に改正になっているにもかかわらず、そのものがこの横書きの例規集には反映されていないのですよね。なぜこうなってしまったのか。このことによる執行上の影響はなかったのか、3点伺います。

○岡田恒雄議長 事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の件でございますが、影響があるのかということでございますが、影響

はございません。この今までの手数料条例は、竹田議員さんも触れましたように、廃掃法に基づいて私ども設定したり、徴収をしまっていました。しかしながら、竹田議員さんのご指摘のとおり、自治法が加わったということで文言訂正がかなりございます。

この件につきましては、私ども2点目に入りますけれども、確かに11年にあったと。この件につきましての発見の状況を申し上げます。6条の2の第6項を追ってきました。そうしたらございました。県等に聞いて、確かに竹田議員さんが言った第2条中の自治法227条に改めるのは、平成12年4月1日から施行されております。しかしながら、中部環境条例にいまだに残っておりまして、この点について最後深くおわび申し上げます。

ただ、この通知が私どもに届いておりませんでした。本来であればいろいろな法律については準則とかいろいろな通知が来ます。この廃掃法に関しては、私ども通知をいただいておりますので、ほかの組合にも確認しました。そうしたらやっていない組合さんがまだ多々あります。新しくできた大里広域については、その後の廃掃法の関係でございますので、新たに直っているという状況でございますので、まことに申しわけございませんでした。この件につきましては、繰り返しますけれども、通知をいただかなかった件でやっている。ただ、3条、4条についても、平成13年の4月1日に施行されております。この件も通知をいただかなかったものですから、私どもがたまたま見た関係で条例に引用条文が違っているということで議会に上程して正直に言おうというのが、今回の議会に上程した関係でございます。

地方自治はなぜこうなっているのかということなのですが、3点目の業務に影響あるのかということですが、私ども適正に業務をしておりますので、この条文が変わっても影響ないと認識しております。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 一通りお答えいただいて、率直に謝られたのですが、まず私が質問する前におっしゃっていただければ、もっとよかったのではないかとこのことをちょっと指摘しておきますが、それによってこの立派な17年度決算の中でも1冊8,000円の例規集が加除式ではないから、今度私たちはCD-ROMもいただいておりますので、CD-ROMを基本に見るようになると思うのですが、これは今後どのように活用されていくのか。8,000円もかけながら、またこの部分だけやるのにお金かけるというのは、いかがなものかというふうに考えますので、その点でのこの例規集の活用方法も含めてお答えいただきたいと。

○岡田恒雄議長 事務局長。

○原 勇事務局長 竹田議員さんのおっしゃるとおりでございます。私ども各構成市町なり行政の動向を見ております。やはり1年目は冊子を増版すると。しかしながら、いずれはCD-ROMで対応と、しかしながら中部環境といたしましてもいろいろ考えております。すべての方がそういう

パソコン等を持っているとは限りません。やはり公平にいくには、皆さんがどのものを持てる状況
かも考慮しなければなりませんので、今後の課題とさせていただきます。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○岡田恒雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の説明、質疑、採決

○岡田恒雄議長 日程第11、議案第12号 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第12号 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万4,000円を追加し、予算の総額を10億4,408万5,000円といたしたいとするものであります。

歳入についてご説明申し上げますので、5ページをお願いいたします。6款諸収入、2項受託事業収入、1節ごみ処理受託事業収入につきましては、5月18日から6月の15日までの間、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町、東秩父村の5町村で構成する小川地区衛生組合さんからごみ処理受託の依頼があり、家庭系ごみ664トン、事業系ごみ160トンを予定しておりましたが、受託実績は家

庭系ごみ564.61トン、99.39トンの減、事業系ごみの295.98トン、135.98トンの増、予定総量36.59トン、4.44%の増であります。処理費の家庭系ごみにつきましては、平成13年に小川地区衛生組合さんの家庭系ごみをトン当たり1万2,000円で受託した経緯がございますので、トン1万2,000円の667万5,320円、また事業系ごみにつきましては、処理実費額の2万3,000円の680万7,540円、計193万4,000円を補正いたしたいとするものであります。

歳出についてご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。1款議会費、1目議会費は、組合議員定数の協議のため、議会運営委員会を3回開会いたしましたので、費用弁償5万8,000円、11月に計画しております行政視察のバス借上料8万5,000円、計14万3,000円補正いたしたいとするものであります。

2款総務費、1目一般管理費、4節共済費、職員共済組合負担金5万7,000円につきましては、掛け率の変更に伴い、補正をいたしたいとするものであります。3目施設整備基金費、25節積立金170万4,000円につきましては、施設整備基金に積み立てをいたしたいとするものであります。

3款衛生費、1目清掃総務費、4節共済費、職員共済組合負担金3万円につきましても、総務費と同様に補正をいたしたいとするものであります。

以上、雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○岡田恒雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、採決

○岡田恒雄議長 日程第12、議案第13号 平成17年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより質疑のある方の発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○岡田恒雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり認定されました。

◎議会行政視察について

○岡田恒雄議長 日程第13、議会行政視察についてを議題といたします。

視察内容につきまして事務局長より説明をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 それでは、お手元に配付してございます行政視察研修（案）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。視察の目的は、最新のごみ処理施設の管理運営状況を研修し、今後の組合運営に資するものでございます。期日は、平成18年11月8日、9日、10日を予定させていただいております。

4ページをお願いいたします。視察先の大阪市環境事業局「舞州工場」は、オーストラリアの芸術家が技術、エコロジー、芸術の融合をテーマにデザインした大規模ごみ処理焼却場であり、事業費約609億円、余熱利用設備として蒸気タービン発電機1基を備えた最新技術のごみ処理施設でございます。

また、愛知県田原リサイクルセンター炭生館は、大成建設、日本碍子などの5社が出資、特別目的会社を設立し、田原市のごみ処理事業の一部として可燃ごみ及び可燃性粗大ごみの中間処理業務を行い、炭化物を製造し、コークス代替品、保温材代替品として有効利用しているPFI手法の採用によるごみ処理施設でございます。以上の2カ所を視察する計画でございます。

前後いたしました、2ページをお願いいたします。集合場所につきましては、大宮駅新幹線西

乗りかえ口、8時50分時間厳守とさせていただきます。行程表に記載してございます11月8日、鴻巣駅8時17分発、北本駅8時21分発が集合時間に間に合う最終でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。他の行程につきましては、お目通しをお願い申し上げます。なお、会議閉会后、ご案内の通知を申し上げます。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 ただいま事務局長より視察内容について説明がありましたが、何かご質問はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質問なしと認めます。

お諮りいたします。議会行政視察を日程のとおり実施することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会行政視察を日程のとおり実施することに決定いたしました。

◎管理者あいさつ

○岡田恒雄議長 以上で本定例会に提案されました議事はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可をいたします。

管理者。

○新井保美管理者 議長さんのお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議をいただき、原案のとおり可決、ご承認をいただき、まことにありがとうございました。

当センターは地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして、供用開始して以来23年目を迎えておりますが、ダイオキシン類の対策工事を実施し、また種々の維持管理のための工事や修繕を行い、順調に運転をさせていただいているところでございます。諸報告でも申し上げましたが、第2期大間処分場につきましては、今後とも早期廃止に向けて努力してまいりますので、議員各位のさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、今後も地域の皆さんと協調し、良好な施設運営に努めてまいりますので、議員皆様のより一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍とご健勝をご祈念申し上げます。ありがとうございました。閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○岡田恒雄議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○岡田恒雄議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもちまして平成18年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでございました。

（午前11時18分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年10月25日

議 長 岡 田 恒 雄

署 名 議 員 島 野 和 夫

署 名 議 員 石 倉 一 美

署 名 議 員 羽 鳥 功 一